

に招聘され、日本の労働者協同組合の取組みを報告した。労協連の報告資料や「原則」は現在（二〇一七年四月）も国連の関連ホームページに掲載されて

おり、労協連の取組みが国際的に発信し続けられている。労協連の国際活動の挑戦は、今も続いている。

第六節 「協同労働の協同組合」原則の確立と原則改定の歴史

一 二〇一五年六月、定期全国総会で新しい原則を確立

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（以下、労協連）は、二〇一五年六月二六～二七日に開催された第三六回定期全国総会で、新原則（以下、二〇一五年原則と称す）を確立した。一九七九年、日本労協連の母体組織である中高年雇用・福祉事業団全国協議会の発足にあたって提起された「事業団七つの原則」以来四度目の改定にあたる。

本節では、（一）二〇一五年原則確立の目的とその意義、（二）中高年雇用・福祉事業団、労働者協同組合、「協同労働の協同組合」と組織の歴史の変遷を踏まえて原則改定の歴史について述べる。

二 二〇一五年原則確立の目的と意義

（一）原則とは何か

そもそも原則とはいかなるものか。辞書には「人間の社会的活動の中で、多くの場合にあってはまる基本的な規則や法則」（大辞林）とある。また、協同組合においては、「原則は戒律以上のものである。それは行動判断と意志決定のための指針（ガイドライン）である。協同組合が原則を文面どおりに履行しているかどうかを尋ねるだけでは十分でない。協同組合が原則の精神に沿っているか、各原則が生み出すビジョンが個別的にも集合的にも協同組合の日々の活動に深くしみこんでいるかどうかを知ること

が重要なのである。そういった視点からすれば、原則とは定期的、儀式的に見直されるような使い古されたリストではないのだ。それらは力を与える枠組みであり、活力を与える原動力であり、それを通じて協同組合は未来をつかむことができる。協同組合の確信を成す原則は、それぞれがお互いに独立している訳ではない。それは微妙に関連し合っており、もしその中の一つが無視されれば、すべてが減退してしまう。協同組合はいずれか一つの原則のみによって判断されるべきではなく、原則全体をいかにうまく遵守しているかによって評価されるべきである」、「原則は協同組合人が自分たちの協同組合組織を発展させるために努力するうえでの指針である。それは哲学的思考と同様数世代の経験によって形作られた、本質的に実践的な原則である」と、国際協同組合同盟（ICA）が一九九五年に確立した協同組合原則の意義について明記している（「二一世紀の協同組合原則」ICAアイデンティティ声明と宣言」（日本経済評論社、二〇〇〇年）。

（二）二〇一五年原則確立に求められる役割

私たち労協連にとって、これまで原則はいかなる役割を果たしてきたのか。

原則は、常に労働者協同組合・ワーカーズコープの運動事業を大きく発展させる指針であり、二〇一

五年原則の確立（二〇〇二年原則の改定）に求められる役割は、以下の通りであった。

第一に、資本のグローバル化による格差・貧困の拡大、経済成長なき人口減少社会、超少子・高齢社会の到来など、歴史的転換期の時代と社会にあつて、協同労働の協同組合が果たす役割と社会的使命を宣言すると共に、今後のさらなる発展の必要からその方向性を原則の中に取り込むこと。

第二に、協同労働の協同組合が法制化される時代に、生活と地域の必要に応える協同労働の協同組合における労働とその有り様（労働の概念）を、社会連帯経営と社会連帯運動を内包する協同労働の観点からわかりやすく社会に提起すること。

第三に、労協連の運動・事業・経営・組織の全ての焦点に、協同労働を定着させる必要があり、その内実を鮮明に描くこと（「協同労働定着プログラム」との連動を図ること）。

以上、新原則の検討にあたつて確認された。

（三）新しい原則（二〇一五年原則）を確立する目的

今日、世界は金融資本主義の危機の深化と経済のグローバル化による富の一極集中と分断、地域経済・社会の崩壊、そして貧困や格差の拡大、労働の破壊など、奪い尽くす経済、奪い尽くす社会が世界を覆っている。国際社会の危機の深まりは、アメリ

カの覇権的地位の相対的低下と運動して我が国の国家主義に基づく「戦争をする国づくり」への危険な兆候―特定秘密保護法の制定や集団的自衛権の行使容認、沖縄新基地建設や防衛費の増大―として表出し、働く人々や市民の生活や労働の危機を一層深化させていくと同時に、福祉の抑圧、基本的人権、民主主義の破壊、とりわけ人びとから自治の権利を奪い去ろうとしている。いまや「戦争前夜」という時代認識を持つ人も増えている。

しかも、これから日本社会は成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後どの国も経験したことのない未曾有の歴史的事態に突入する。この流れの基調は、二〇六〇年頃まで続くと言われている（国立社会保障・人口問題研究所）。

それら内外の環境が大きく変化する歴史的転換期の中で、生活と地域の必要に応える事業・運動を推進する協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）は、現在においても着実に発展を続けてきたが、この後にもさらに、果たすべき社会的・歴史的役割や任務への期待は一層大きなものになるものと確信している。

その発展の方向は、協同労働への全市民的認識と共感の広がり実践への参加を基礎に、①地域でF（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給循環する地域経済の創造と就労創出・仕事おこし、とりわけ②地域の社会資源を生かした第一次産業と再生

可能エネルギーの創生を展望した新たな事業・地域循環型産業への挑戦、③市民が連帯して労働力を持ち寄り協同組合設立に参加する新しい経営路線としての社会連帯経営の確立と社会連帯運動の本格化、④社会的困難にある人々と、共に働く・共に生きる地域づくりをめざして、総合福祉拠点を創造していくこと、である。

私たち労協連には、これからの五〇年を見通した中長期的な協同労働運動の発展とさらなる飛躍を展望した、新しい原則の確立が求められていた。

三 二〇一五年原則の目的と内容

（一）二〇一五年原則の構成

二〇一五年原則は、協同労働運動が今日果たす社会的役割とその使命を文章化した「宣言」と、新しい経営理念である社会連帯経営、持続可能な地域社会の創造をめざした地域循環型産業の創出などを盛り込んだ「原則」の二部構成である。

「協同労働の協同組合」新原則

宣言

私たちは、発見した。
雇われるのではなく、主体者として、
協同・連帯して働く
「協同労働」という世界。
一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、
生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、
みんなが出資し、民主的に経営し、責任を分かち合
う。
そんな新しい働き方だ。

私たちは、知った。
話し合いを深めれば深めるほど、
切実に求められる仕事をおこせばおこすほど、
労働が自由で創造的な活動になればなるほど、
人間は人間らしく成長・発達できる、ということ。

私たちは、直面している。
人間、労働、地域、自然の限りなき破壊に。
だからこそ、つくり出したい。
貧困と差別、社会的排除を生まない社会を。
だれもがこころよく働くことができる完全就労社会
を。

あたたかな心を通い合わせられる、

平和で豊かな、夢と希望の持てる新しい福祉社会を。

私たちは、宣言する。

「失業・貧乏・戦争をなくす」という先人たちの誓
いと、

「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という
国際的な協同組合運動の精神を引き継ぎ、
協同労働を基礎にした社会連帯の運動を大きく広げ、
市民自身が地域の主体者・当事者となる、
自立と協同の新しい時代を
いま、ここに、共に、切り拓くことを。

原則

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会
をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必
要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体
者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人
間らしい仕事とくらしを最高の価値とします。

一 仕事をおこし、よい仕事を発展させます

(一) 生活と地域の必要と困難、課題を見出し、
人と地域に役立つ仕事をおこします。

(二) 働く人の成長と人びとの豊かな関係性を育
む、よい仕事を進めます。

(三) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊か
さと幸せの実現をめざします。

二 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げま
す

(一) 一人ひとりの主体性を大切に育てる職場と
地域をつくりまします。

(二) 建設的な精神で話し合い、学び合い、連帯
感を高めながら、みんなが持てる力を発揮し
ます。

(三) お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生
を受け止め合える関係をつくりまします。

(四) 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の
文化を職場と地域に広げまします。

三 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発
展させます

(一) 全組合員経営を進めます。

① 働く人は、基本的に全員が出資し、組合員
となり、出資口数にかかわらず「一人一
票」で経営に参加します。

② 組合員は、「話し合い」と「情報の共有」
を大切に、事業計画を定め、事業経営を
発展させます。

③ 組合員は、役員やリーダーを基本的に組合
員の中から選び、お互いに協力し合います。

(二) 社会連帯経営を発展させます。

(二) 協同労働の協同組合とその運動を、東アジ
アを焦点に世界的に発展させます。

(三) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機
を直視し、「資本のグローバル化」による大
量失業と人間の排除に対して、「民衆のグロ
ーバルな友好・連帯」を強めます。

(1) 「宣言」の概要

二〇一五年原則の冒頭の「宣言」は、①「協同労
働の発見」、②「人間的成長・発達を促す労働とそ
の価値」、③「創出する新しい社会像としての完全
就労社会と新しい福祉社会」、④「歴史と伝統を引
き継ぎ、協同労働の協同組合の社会的使命を果たす」
ことを、文節毎に簡易な表現にまとめた。文節冒頭
の「私たちは…」は、組合員であると同時に市民を
意味しており、協同労働の協同組合の市民的存在を
表現している。

特に、宣言の最後の文節において、日本労協連が
今日まで引き継いでいる精神、つまり母体組織であ
った全日本自由労働組合が掲げてきた「失業と貧乏
をなくし戦争に反対する」という歴史的实践の経緯
と、それに基づく労働運動、そして国際的な協同組
合運動の「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」
という社会的価値と使命（ICA原則）を盛り込ん
だ。

また、原則の冒頭は、協同労働の協同組合の「価

五 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出

四 持続可能な経営を発展させます

(一) 事業の継続性を高め、新たな仕事をおこす
ために、赤字を出さず、利益を生み出します。

(二) 経営の指標と目標をみんなで定め、守りま
す。

(三) 事業高の一定の割合を、事業と運動の発展
のための積立金として積み立てます。

(四) 期末の剰余を次の順序で配分します。

①「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」
の基金

② 労働に応じた分配

③ 出資に対する分配(制限された割合以下で)

(五) 積立金と基金は、組合員には分配しない協
同の財産(不分割積立金)とし、世代を超え
て協同労働と仕事おこしを発展させるために
使います。

七 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」
の社会をめざします

(四) 労働と福祉を中心とする制度・政策をより
よいものにしていきます。

(三) 市民組織や事業体、労働団体、大学・研究
所、専門家等と連帯を強め、いのち・平和と
暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主
主義を守り、発展させます。

(二) 各種協同組合との間に「まちづくり・仕事
おこし」の提携・協同を強めます。

(一) 協同労働の協同組合の全国連帯を強め、運
動・事業の経験を交流し、学び合います。

(一) 地域の資源を生かし、いのちの基礎となる
食・エネルギー・ケアが自給・循環する社会
を地域住民と共に創造します。

(二) だれもが安心して集え、役割の持てる居場
所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発
展させます。

六 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワー
クを広げます

します

発展させます。

(一) ICA(国際協同組合同盟)への結果をは
じめとして、国際的な協同組合運動に参加し、
発展させます。

値」を表現したものである。

(三) 二〇一五原則の各条項の解説

①第一原則 「仕事おこし」「よい仕事」の原則

第一原則の「よい仕事」、「仕事おこし」は、三〇有余年にわたる日本労協連の歴史の中で不変の原則である。働く者の連帯性を高め、生活と地域を焦点とする労働に価値を与え、労働を全面的に生かすことによってこそ「よい仕事」ができ、社会的評価も得られる。

人間は社会的存在であると言われるが、その実感は「仕事」を通じて社会と人間の関係性の中で得られ、人間の「生きがい」と「協同労働」、「よい仕事」の関係は、実践的に深めていく根源的テーマである。また、「よい仕事」とは、働く者の成長・発達を促す最大のものであり、仕事の成果として、他人に対して、よいものを生み出すと同時に、自分自身にとっても人間的な能力、精神的なことも含めた成長・発達を促すことができる。

一九八六年原則「労働者の生活と権利を保障」、一九九二年原則「仕事を拡大して、生活を向上させます」を踏まえて、人たるに値する生活を広げるために「働く人の生活の豊かさ」と「幸せの実現」を新たに追加している。

②第二原則 自立・協同・連帯の文化創造の原則

営であり、「利益」を生み出し「積立金」を積み立て、「剰余」を残す経営を進めていくことである。積立金、剰余金処分による基金は、世代を超えた社会連帯の財産であり、積立金はセンター事業団においては「自立積立金」として一九八七年の設立当初より制度化され、二〇〇二年には不分割制度を導入している（自立積立金の六〇％）。また、その自立積立金は事業高の五％を目標に設定している。

「労働者協同組合は、長期にわたる自己金融のための強力な制度を確立しなければならない」「利益のなかから資本の蓄積を図ることよりも、事業運営のなかに自動的な資本形成の方法を組み込んでいく協同組合は、将来非常に有利になる」というレイドロー報告（「西暦二〇〇〇年における協同組合」ICAモスクワ大会、一九八〇年）の指摘と、「組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。…準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため―その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする―というICA第三原則「組合員の経済的参加」を踏まえている。

⑤第五原則 地域経済の原則

第五原則は、人と自然が共生する豊かな地域経済の創造をめざして、①地域の資源を生かし、F（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給・循環する社会（FEC自給圏）を地域住民と共に創る、②安心

自立と協同は協同組合にとって最高の価値原則であり、一人ひとりの主体性・多様性を基礎に、それぞれの違いを認め合って連帯することである。「他者への配慮」「思いやり」を基礎に、「話し合い」と「学び合い」を大切にしながら、排除しない共生型の職場と地域づくりを進める連帯の文化の創造と当事者性の発揮が求められる。

二〇一五年度に施行された生活困窮者自立支援制度を社会の焦点にすべく、当事者主体に基礎を置いた、孤立・排除のない職場と地域づくりが実践的なテーマになっている現在、「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に創り出していくことは私たち労協連にとって必須の課題である。

一九九二年原則で採用された原則（第三原則）を引き継ぎ、「愛」という表現を採用した。愛とは、「そのものの価値を認め、強く引きつけられる気持ち」「その価値を認め、大事に思う心」である（岩波国語辞典）。

③第三原則 社会連帯経営の原則

第三原則は、職場と地域の自治力を高め、全組合員経営を基礎に社会連帯経営の発展をめざす条項である。

全組合員経営とは「出資をし、自らが主人公として成長していこうとする組合員の努力を基本に、事業所において、情報の共有、話し合い、よい仕事、

して集え、役割を發揮できる居場所としての総合福祉拠点の発展をめざす」と提起している。特に、「地域経済」の原則は、一九八六年原則の「町づくり」に貢献する事業、一九九二年原則の「まちづくり」に貢献する事業、二〇〇二年原則の「『まちづくり』の事業と活動」を踏まえて、確立したものである。

二〇一一年三月十一日の東日本大震災と原発破綻が浮き彫りにした我が国の政治・経済・社会の危機的・破綻的事態、そして今後の日本社会―「成長なき人口減社会」「超少子高齢社会」を迎える中で、持続可能な社会創造が求められている。

地域を疲弊させ、格差と貧困を拡大しながら奪いつくす経済・社会を展開するグローバル経済に対抗するものとして、労協連はFECが自給循環する地域社会（コミュニティ）の創造を二〇一一年六月の定期全国総会で提起。農業や自伐型林業などをはじめとする第一次産業の事業化への挑戦を開始した。何よりも大切なことは、「人間は自然の一部である」との認識に立ち、自然と人との関係性を大切に、平等で豊かさのある暮らしと生業が成り立つ地域経済をつくり上げることである。

また、社会的困難が広がる時代にあつて、地域で最も困難を抱え、苦勞している人々と共に働き、仕事をこし、支え合える地域をつくること、介護保険制度から投げ出される軽度の高齢者を地域で受け止め、活躍の場をつくること、貧困の連鎖を断ち切

健全経営、仕事の拡大など、一つひとつの取り組みを着実に発展させながら、自治能力を高め、事業所が全面的に発展していく経営「路線」であり、私たちにあって引き続き追求すべき経営路線である。

社会連帯経営は「生活と地域に必要とされる仕事を市民の連帯・協同の力でおこす」という経営路線であり、二〇〇二年原則で掲げられた三つの協同―「働く人どうしの協同、利用する人との協同、地域との協同」という個別的な協同の関係づくりを超えて、「働く組合員と利用者・地域の人たちが」、「事業・運動を通じてつながり、地域づくりの主体者・当事者として連帯性を強める」ことに価値を置く経営路線として、新たに提起したものである。

社会連帯経営は、社会連帯活動や障害のある児童の居場所づくりの実践とその広がりを踏まえて確立されてきた経営路線であり、今後、協同労働の運動において実践的に確立していく課題である。

④第四原則 持続可能な経営の原則

第四原則は、二〇〇二年原則を引き継ぎ、労働者協同組合の持続的な発展に向けた経営基盤を強化するために、健全経営と積立金の確立、剰余金処分のあり方について提起している。特に、「赤字を出さず、利益を生み出す」経営は、経営の持続的な発展を保障するだけでなく、「自分たちさえよければ」を超えて全国的な事業・運動を支える社会連帯の経

り、どの子どもも主人公となるよう、豊かな体験や学びを通じて子どもが元気に育つ地域をつくるための居場所づくりが求められている。

⑥第六原則 全国連帯の原則

第六原則は、一九七九年原則以降、全ての原則に貫かれた全国連帯の思想であり、協同のネットワークを形成するという実践的課題である。全国組織の強みを生かして、全国の仲間の実践に学び、発信、交流し、学び会の中で生まれる連帯力を創り出し、「小さな全体性」を帯びた各地の事業所や地域労働、加盟組織の豊かな実践が全国的連帯のもとで、大きく発展していくという意味である。

「いま、『協同』が創る全国集会」や地域版の「協同ネット」（新潟、千葉、埼玉、広島、福岡など）などを通して、志を同じくするさまざまな団体と結んで社会連帯の運動が全国的に展開する中で、制度を改革し、政策をつくり、新たな制度の創設（協同労働の協同組合の法制化、コミュニティ事業・就労創出支援条例（仮称）、公的訓練・就労事業制度（仮称）など）をめざすことが求められている。

また、一九九二年原則「協同組合運動との連帯」、二〇〇二年原則「協同組合間の協同」に引き続き「協同組合間協同」を提起しており（ICA第六原則「協同組合間の協同」…協同組合は、地域的、全国的、（国を超えた）広域的、国際的な組織を通じて協同

することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する）、協同組合同士の事業提携にとどまらず、協同組合運動の全国連帯を進める取組みが求められている。

⑦第七原則 国際連帯の原則

第七原則は、一九九二年のICAへの加盟にあたって採り入れられた原則（一九九二年原則）であり、以降、日本労協連が国際連帯活動を大きく展開していく契機となった。

混沌とする国際社会の中で、資本のグローバル化による排除と格差、貧困の拡大に対抗する社会的連帯経済の一翼である国際協同組合運動との連帯を強め、日本から協同労働運動を発信していくことが求められている。

また、「協同労働と協同組合運動を、東アジアを焦点に」と掲げたのは、十数年にわたって交流を深めてきた韓国の地域自活センター協会や自活企業、二〇一四年四月に設立された韓国労協連など、今後さらに本格的な交流が想定される東アジアの地域において、協同労働の推進とその発展の戦略を中心に置くという意味である。

特に、国境を巡って緊張が高まる東アジア地域において、市民レベルにおける平和と友好連帯を進める取組みは、CICOPAアジアを展望する上でも、協同労働運動にとっても重要な課題の一つである。

(四)二〇一五原則の内的連関性

第一原則から第四原則までは、協同労働の協同組合の組織と組合員の有り様（内的原理としての労働主権、経営・組織、連帯性の原則）を表現し、第五原則から第七原則は協同労働の協同組合やその組合員が地域や社会に対して何をなすべきか、その社会的役割（としての社会変革の原則）を原理的に表現したものである。

四 原則改定の歴史

一九七九年中高年雇用・福祉事業団全国協議会設立時から掲げてきた七つの原則は、以来四回改定されてきたが、それは私たちの実践の発展と情勢の変化に連動するものであった。

(一) 事業団七つの原則（一九七九年九月）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会結成

一九七九年、中高年雇用・福祉事業団全国協議会の発足にあたって提起された原則である。よい仕事、自主・民主・公開の原則を確立し経営能力を高める、労働者の生活と権利を保障、労働組合の活動を保障、教育・学習活動の重視、地域の住民運動の発

展と結合、全国観点に立つ、ことを提起した。

一九七九年原則は「事業団運動は全日自労が始めたわけだが、失対事業が廃止された後の対策として、一九七九年に事業団全国協議会をつくった。事業団運動には私物化される危険が付きまとうということもあって、事務局長だった浦沢中執（注：全日自労の中央執行委員の浦沢栄氏）と、委員長をやっていた私とで議論して『七つの原則』案をつくり総会で決定」された（中西五洲理事長：当時、じぎょうだん新聞（以下、新聞）一九九一年八月一日）。「この原則は、各事業団が成功するために、ということを超えて、労働運動の新たな路線、民主的改革路線に立つて社会を変革する、その運動の一翼としての事業団運動をどう発展させるのかという観点に立つた、一つの体系をなすものだった」（永戸祐三理事長、日本労協新聞（以下、労協新聞）二〇一六年一月二五日）。

全国協議会の発足にあたって、これまでの事業団の問題や課題を評価する中で、「よい仕事をする」「民主的運営の保障」「赤字を出さない」「私物化を許さない」「全国的観点」が最も強調された。特に、第一原則の「よい仕事」は、「市民から愛される失対にならないければ、失対事業を残せないと（中西理事長が）実感していたから、『国民の要求と信頼に応える良い仕事』と、原則を立て、これは『国民のために制度なり事業なりを変革することだ』と

語っていた。…ところで、日本生協連を退任後、日本労協連副理事長を務めていた小林基愛さんは『日本では、最初に原理・原則をつくって出発した協同組合はない』と言って、事業団全国協議会が原則を定めて出発したことを高く評価していた」という（永戸祐三理事長、労協新聞二〇一六年一月二五日）。

◎運動・事業の特長

高度経済成長の終焉と失業対策事業の収束を迎える中で、失業者・中高年者の仕事づくり―中高年雇用福祉事業団運動の出発と成長、全日本自由労働組合の民主的改革路線と連動して、一九七九年九月に全国三六の事業団が結集し全国協議会が結成される。この時期の主要な事業は、失業対策事業の後処理的な仕事であった（公園の清掃、建設・土木、廃棄物処理など、二五〇〇人の団員、一五億円の事業高）。

(二) 新七つの原則（改訂版：一九八六年五月）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会第七回総会で補強・改訂

労協連第七回総会で確立した原則であり、よい仕事とまちづくり、民主的運営と経営能力の向上、協同組合原則を守り労働者の生活と権利を保障、教育・学習活動の強化、労働組合との協力・共同、協

同組合運動との提携、全国連合会の強化、が提起された。

原則改訂・補強の「ポイント」は、①労働者協同組合への発展方向をはっきりと打ち出し、②協議会から連合会への移行を決めたこと。連合会への移行については、建設一般全日自労の闘いの中から生み出された事業団が、いよいよ事業・運動体として自立する時を迎えていたこと。現実にも、ブロック単位や事業団同士の協力が進み、今後さらに、全国共通事業の推進など、強い全国的な協力・連合が求められるようになったことから提起された」（新聞一九八六年六月一日）。

◎運動・事業の特長

一九八五年プラザ合意による構造改革、円高・内需拡大が政策的に実施され、バブル経済が誕生していく時代を迎える中、事業団全国協議会では「雇われ者意識の克服」「労働者は企業の主人公になり得るか」が強調され、原則の中に協同組合原則を採用し、事業団運動から労働者協同組合運動、協議会から連合会への発展がうたわれた。

モデルとなる労働者協同組合とその運動を推進していくために、一九八七年に労協連の直轄事業団としてセンター事業団を発足。協同組合間提携による仕事（ビルメンテナンス、医療福祉生活協同組合との提携による病院清掃や生活協同組合との提携による物流業務など）を全国的に拡大していく。

一九八七年に「いま『協同』を問う」プレ集会を静岡県の伊東で開催し、協同総合研究所の設立（一九九一年）の大きな契機となった。

(三) 労働者協同組合七つの原則（一九九二年五月）：全国員投票を経て第二三回総会で決定

一九九一年の第二三回定期全国総会で承認され、全国で一年間の討議を経て、第二三回総会で確立された原則である。

原則では、徹底民主主義と労働者が主人公、よい仕事とまちづくり、経営強化（出資・事業計画・仕事の拡大、自立と協同と愛の人間への成長、全国観点と変革の立場、労働組合運動・社会運動との連帯、国際連帯が提起された。全国での組合員討議を経て、一九九二年三月一五―二一日にかけて全国員投票が実施され、四一一人が投票に参加。

一九九二年原則は労働者協同組合への自己革新をめざし、「『企業とはいったい誰のものか』を問い、一部の儲け本意から、働く者と社会のためのものに企業を変革していく運動」を提起している（「労働者協同組合七つの原則の解説」、一九九二年）。

第一原則では「労働者が企業の主人公」となるために必要な運営・経営の路線として「徹底民主主義」が提起、強調され、それは一九八六年原則の「民主的運営」に代わるものであった。「民主主義を徹底

する」とは「一定の納得をつくりながら進めていく」という運動（中西理事長・当時、新聞一九九一年八月一日）であり、また「徹底民主主義」という言葉は、本当にみんなが主人公になるためにはどうしたらよいかわからない真剣な模索、事業団運動の実践の中から生まれたことばであった（新聞一九九一年九月一日）とされた。

また、「徹底民主主義」というのは、中西さんの実践の中から出てきた迫力ある言葉であり、一九八八年のICA大会報告（マルコス報告）でも「民主主義に徹底する、執着する」という表現がされている。それを踏まえてICAの第二原則（民主的運営の原則）を労働者協同組合的に表現してみた」と、原則確立の討議に参加されていた富沢賢治教授（一橋大学）は語る（新聞一九九一年八月一日）。この原則は二〇〇二年原則において、「全組合員経営」という新たな経営路線へと引き継がれていく。

一九九二年原則は、一九九二年のICA東京大会でのICA加盟を契機として第七原則に国際連帯の条項が新たに設けられると共に、またこれまで第一原則に掲げてきた「よい仕事」の原則が第二原則となった唯一の原則となった。

◎運動・事業の特長

東西冷戦の終結、新自由主義的政策によるグローバル経済の拡大、地域経済の崩壊が進行する時代を迎える中、日本労協連は自らの運動・組織を労働者

協同組合運動（労働者協同組合）として自己規定し、出資をして労働者協同組合の組合員となる取組みを開始。新たな経営路線として「全組合員経営」「共感の経営」が提起され、その実践に取り組んでいく。組合員の高齢化、高齢社会の到来にあつて、映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動の全国的展開、一九九五年の定期全国総会で「新しい福祉社会の創造」労働の人間化・地域の人間の再生」をスローガンに掲げ、新たな運動・事業への挑戦を開始する。

一九九九年のセンター事業団の経営危機を機に、生活と地域を焦点とする運動・事業への転換をめざし、二〇〇〇年の公的介護保険制度の施行に呼応して全国でヘルパー養成講座を連続的に開催、四万人を養成。修了生や市民が主体となつて共に地域で支え合うコミュニティケアの拠点として「地域福祉事業所」の運動的立ち上げを進める。また、「高齢期を人生の完成期」と捉え、高齢者の新たな活躍の舞台づくりをめざして、高齢期の生活や生きがい、福祉、就労を地域で支え合う「高齢者協同組合」設立の全国的展開を進める。

二〇〇〇年より全国協同集会を「協同を問う」から「協同を拓く」集会へと発展させ、特定非営利活動促進法（NPO法）施行を契機に、地域で活動するさまざまな団体、非営利組織とのネットワークを広げてきた。

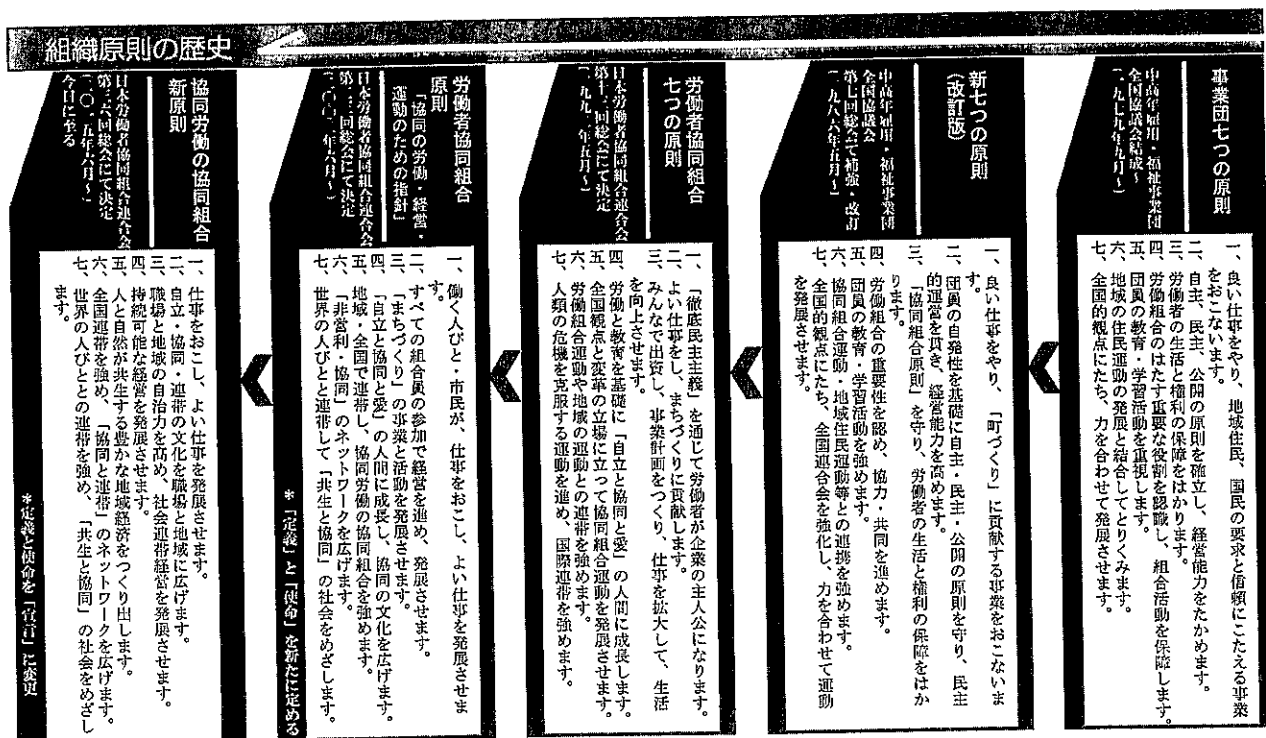
また、協同労働の協同組合の社会的制度の確立を求めて、労働者協同組合法の制定を提起（一九九八年）、協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議（代表、大内力東京大学名誉教授）を設立し（二〇〇〇年）、法制化運動を開始した。

（四）「協同労働の協同組合がめざすもの」労働者協同組合新原則「協同の労働・経営・運動のための指針」（二〇〇二年六月）…全組合員投票を経て承認され、連合会第二三回総会で決定

二〇〇二年の第二三回総会で確立した原則である。原則では、仕事おこしとい仕事、全組合員経営、まちづくりの事業活動、自立と協同と愛の人間への成長、全国連帯で協同労働の協同組合の強化、非営利・協同の全国ネットワーク、国際連帯・共生と協同の社会創造が提起された。

労働者協同組合における労働の有り様を「協同労働」と定義し、その協同組合を「協同労働の協同組合」と位置付け、運動・事業の焦点を「生活と地域」に定め、市民の自覚の高まりを中心に据えて、協同労働「三つの協同」による「新しい福祉社会」の創造を使命として掲げた。

二〇〇二年原則の作成にあたって、労協連理事会のもとに二〇〇〇年一〇月六日に原則検討委員会が



設立され（座長：堀越芳昭委員（山梨学院大学教授）、起案責任者：菅野正純委員（協同総合研究所主任研究員）、事務局：富田孝好委員（日本労協連事務局）、坂林哲雄委員（協同総合研究所専務理事）他二人、オブザーバーに川口清史氏（立命館大学教授）、肩書きはいずれも当時）、原則案の作成に向けて議論を開始。第一回検討委員会（二〇〇〇年一〇月六日）にあたって、永戸理事長より「労働者協同組合法の制定の取組みとこの七つの原則の改定を通じて、労働者協同組合は本格的に『協同労働の協同組合』としての発展を迎えることになる。一方、雇用問題も引き続き深刻な状況であり、政治も混乱を深めている。労協法制定では、自民党も含めて国会議員レベルで動きが急速に展開する状況を迎えている。こうした中で労働自身の内実とこれまで大切にしてきた七つの原則を『協同労働』という新たな発展段階での理念を合わせ持つ内容に発展させなければならぬ。地域の中で手をつなぐ協同労働運動が求められている時に、『協同労働』はそのカギになると確信している」と提起している（二〇〇〇年一〇月一九日、原則検討委員会議事録）。

また「ICA一九九五年原則（協同組合のアイデンティティに関する声明）を参考に、定義・価値・原則の構成で新原則（案）を練り上げていくことを再度確認」され、二〇〇二年原則の構成が検討された（二〇〇〇年十一月一日、原則検討委員会）。

二〇〇二年原則確立の目的は、「『協同労働』とその協同組合が、働く人びと・市民および日本社会に対して果たす役割を本格的に問われる中で、①労働者協同組合の組合員の主体的な参加を促し、事業計画の作成や活動の総括、学習・教育の基本として活かすと共に、②協同労働に関心を持つ多数の市民にイメージと指針を提供し、協同労働の協同組合を全市民的な運動に発展させる手がかりとし、③政策立案者や行政、地方自治体関係者、マスコミなどに協同労働の協同組合を正しく理解してもらえ、これを企図している」とされた（菅野正純協同総合研究所主任研究員「労働者協同組合新原則の検討状況について」二〇〇一年四月六日）。

定義 協同労働の協同組合とは

協同労働の協同組合とは、働く人びと・市民が、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合っており、人と地域に役立つ仕事をおこなう協同組合です。協同労働とは、働く人びとが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です。

使命 協同労働の協同組合がめざすもの

協同労働の協同組合とは

一、人のいのちとくらし、人間らしい労働を、最高の価値とします。

二、協同労働を通じて「良い仕事」を実現します。

三、働く人びと・市民が主人公となる「新しい事

地で農業や自伐型林業などの第一次産業、またバイオディーゼル燃料(BDF)精製の事業がスタート。

協同労働の協同組合が法制化される時代に、働きたいと願う誰もが安心して働くことのできる社会「完全就労社会」(二〇一〇年)と「公的訓練・就業事業制度(仮称)」(二〇一一年)、「公共政策提言」(二〇一三年)などの政策提言を行い、また全国で広がる放課後等デイサービス(障害のある児童の居場所)の立ち上げを契機に、「社会連帯経営」の確立・発展、だれもが安心して集える拠点としての「総合福祉拠点づくり」を提起し、二〇一五年原則に引き継がれることとなった。

(五)「協同労働の協同組合新原則」宣言・原則(二〇一五年六月)

全組合員投票を経て承認され、第三五回定期全国総会で決定

新原則の確立にあたって、前述の通り、社会の連帯性と市民の社会性を高める「社会連帯経営」の確立、人と自然が共生する持続可能な地域社会の創造を目的とした「地域経済」、誰もが安心して集える居場所としての「総合福祉拠点づくり」を新たに明確文化した。

二〇一五年原則は二〇一二年から検討が開始され、三年にわたる議論を経過しての確立となった。二〇一二年一月二日に日本労働連理学会のもと

業体」をつくります。

四、すべての人びとが協同し、共に生きる「新しい福祉社会」を築きます

加盟組織において、全組合員投票が実施され、センター事業団では二〇〇二年二月四・九日に、組合員二六一人中二〇六一人が賛成(得票率九一%、賛成率八九%)で批准された。この二〇〇二年原則において初めて、組合員による原則唱和がセンター事業団の事業所からはじまり、全国会議での唱和が定着していく。

◎運動・事業の特長

グローバル経済が世界を席巻し、福祉国家の破綻的事態が進行する中で行財政改革に基づく公共の民営化が進行する時代、市民が主体となる「新しい公共性」を提起し、自治体との協同を深める立場で親子ひろばや学童保育、児童館、保育園などの子育て施設の運営を中心に公共関連事業を広げていく(指定管理者制度施行二〇〇三年)。二〇〇四年には、センター事業団を母体に社会連帯委員会を設立し、地域の課題に 대응する社会連帯運動を開始、二〇一〇年に一般社団法人化し、現在に至る。

二〇〇七年、笹森清中央労働協会(当時)の「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」の代表就任後、一万近くの団体賛同署名、八〇〇を超える自治体意見書決議などの法制化運動の高まりを背景

に発足した原則検討委員会(座長・岡安喜三郎副理事長(協同総合研究所理事長)、他理事九人)において議論が開始され、第三五回定期全国総会に「協同労働の協同組合」定義・めざすもの・原則」第一次案を報告。

第一次案を受けて、二〇一三年七月一八日に結成された原則検討委員会(座長・永戸祐三理事長、他理事三人、オブザーバー・大高研道氏(聖学院大学教授))において、永戸理事長より「現『原則』(二〇〇二年原則)は組合員の中にそれなりに浸透しており、組合員自身がこの原則に対してどのような評価・意見を持っているか、可能な限り掘り出すことが必要。新しい原則は、①運動・事業の基本に、協同労働と社会連帯経営がしっかり位置づけられ、この基本に沿って取組みが大きく発展すると思われる。同時に運動・事業の全領域が「生活と地域」、つまり社会全体にかかわる段階にあつて、現『原則』ではカバーできない面が存在するし、それが一層大きなものになろうとしている。運動や事業の広がりの中で、当然これまでにない新しい層の人々の参加が現に存在するし、これからもっと広い多様な人々の参加が想定される。原則改定は、これらの事態に対応する意味から検討されることになった。②また、社会情勢の変化が急激であり、あらゆる運動・協同組合運動も含めて大きく変わらざるを得ない。この大きな変革の中で、なおしっかりと自らの運動・

に、二〇〇八年二月超党派の議員連盟「協同出資・協同経営で働く協同組合を考える」が発足、第一次要綱案が二〇一〇年四月に発表される。

原則を確立した二〇〇二年は、国際労働機関(ILO)で採択された「協同組合の振興に関する勧告」(第一九三号勧告)が出され、その一〇年後には国連により国際協同組合年が定められ、協同労働の協同組合法制化の追い風となる年でもあった。

国連国際協同組合年の二〇一二年に開催した全国協同集会を「協同を拓く」から「協同が創る」集会へと発展。引き続き二〇一四年の九州・沖縄協同集会においては、韓国地域自治センター協会との包括的協同協定の締結など国際的、また市民連帯・社会連帯運動を創造する集会として開催する。

二〇一一年三月十一日に起きた東日本大震災、東京電力福島原子力発電所事故は、日本社会の政治・経済・社会的危機の深まりを実感させると共に、新しい社会創造への転換への要請を認識させ、この大震災を契機に、本部機能の一部を東北・仙台市に移し、東北復興本部を設置。「東北から新しい日本を」を掲げ、沿岸被災地において被災当事者と共に、食や産直、農業や自伐型林業などの第一次産業、また多世代共生ケアを柱にした仕事おこしの挑戦を開始した。二〇一一年六月の定期全国総会で全国方針としてF(食料)・E(エネルギー)・C(ケア)が地域で自給循環するコミュニティの創造を提起、各

事業を発展させられる基本となるにふさわしい原則にしたいという思いからの改定検討である。③ワーカーズコープの組合員ではない、働く者・市民全体の理解、認識に資するわかりやすい原則が求められている(二〇一三年七月一八日第一回原則検討委員会での永戸理事長挨拶)と提起された。

二〇〇二年原則を基に、事業団運動から協同労働運動に至る到達段階と発展の可能性・課題について議論を重ね、第二次案として「協同労働の協同組合(ワーカーズコープ)の原則」協同労働宣言・原則」を策定し五月二九日の理事会に報告、第三五回定期全国総会(二〇一四年六月二七・二八日)で提案、一年間の議論を経て確立することが確認された。

労働連理学会のもとに新たに原則検討委員会(座長・永戸祐三理事長、他理事三人、地域労働、センター事業団の若手リーダー、組合員九人)を二〇一四年九月二五日に設置、加盟組織、全国の事業所で討議を開始し、出された意見、質問、疑問に添える検討を重ね、第三次案として最終案を確立、二〇一五年三月二五日の理事会に報告。

第三六回定期全国総会での採択を前に、二〇一五年五月一―二三日にかけて労働連加盟組織で全組合員投票が実施され、組合員数八一三四人中、七一八二人が投票、賛成が六七七八票(九四・四%)という高い率で批准された(センター事業団は、組合員六〇四〇人中五六五四人が投票、五三二六人が賛

成（九四・二％）。

◎運動・事業の特長

グローバル経済が世界を席巻し、奪い尽くす経済・社会が格差と貧困を世界的に拡大する時代、日本労働連は、社会変革をめざす社会運動の一翼を担う協同労働運動の現段階を「全面的発展への移行期」と自己規定し、三三三億円、一万三〇〇〇人の就労を創出。新原則を掲げ所々に、協同労働運動の全面的発展に向けて「生活と地域」を焦点としきつた運動・事業への挑戦を開始した。

特に、「自立と尊厳の確保」「地域づくり」を掲げて二〇一五年四月に施行された生活困窮者自立支援制度を社会の焦点とすべく、「共に働く、共に生きる、地域をつくる」をテーマに、社会的困難にある人々との協同・連帯をすすめる、持続可能な地域づくりの課題（持続可能な開発目標（SDGs））と結んで、地域共生・多世代型の総合福祉拠点づくり、地域循環型産業の創造をめざしている。

二〇一六年一月には、国連の有識者会議「誰ひとり取り残されないようにすること―持続可能な開発のための国連二〇三〇アジェンダの実施におけるパートナーとしての協同組合セクター」に日本労働連が招聘されることとなり、「よい仕事」（ディーセントワーク）と「仕事おこし」（ジョブクリエイション）の重要性が国連事務総長宛ての提言にまとめられることとなった。これは、「生活と地域」を

焦点とした日本労働連の協同労働のよい仕事と仕事おこしの実践が、普遍的な社会開発、地域づくりのモデルになり得るし、またその可能性を高く評価いただいたものではないかと考えている。

五 おわりに―協同労働の協同組合が法制化される時代、原則を運動・事業の本格的発展と社会変革の力に

一八四四年に近代的協同組合の先駆的存在であるロッチデール先駆者協同組合が労働者自身の手で誕生してから一七〇年以上が経過した。協同組合は資本主義の勃興期一九世紀にヨーロッパで始まり、その後世界各地に広がり、現在では、グローバル経済が跋扈する世界の中において日本を含め世界の多くの国々で多くの協同組合が活動を展開、二〇一六年には「協同組合の思想と実践」が国連のユネスコ無形文化遺産として登録された。

国連は、全世界に広がる「失業と貧困、社会的排除」に対して、協同組合は「貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会統合の強化」を図ることができると評価し、二〇一二年を国際協同組合年とした。

世界の協同組合の連合組織であるICAには、二〇一二年三月現在で九六カ国の二八三会員が加盟

し、関連する組合員数は世界全体で約一〇億人、事業高は二九六兆円にもなる（日本の協同組合に参加する組合員は六五〇〇万人、事業高一六兆円）。農林水産業、購買、金融、共済、雇用創出、旅行、住宅、福祉・医療など、人びとの生活のあらゆる分野で事業が営まれている。

二〇世紀後半の協同組合としては最後に登場した労働者協同組合（ワーカーズコップ）は「あらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スムースかつ成功裏に運営することの難しい協同組合である。初期のころ、失敗率が高かったことがこれを裏付けている。出資の造成、雇用労働者（非組合員）、所得の分配、残余財産の分配、出資金の払戻し、内部留保の積立などに関する多くの問題点や諸困難がある」とレイドロウ報告（「西暦二〇〇〇年における協同組合」一九八〇年ICAレポート）は指摘する一方で、「労働者協同組合が大規模に発展すれば、新しい産業革命の先導役を務めることになるだろう」「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである」と評価している。

二〇〇一年現在、労働者協同組合（ワーカーズコップ）は、国際的にはG7諸国を始めとして各国で法律が整備されており、世界の生産協同組合と労働者協同組合には六〇〇万人が参加。特に、欧州では

六万企業一五〇万人が工業・手工業（三三％）、サービス業（三八％）、建設（二四％）、社会サービス（二三％）、文化教育（二％）の部門に従事している（二〇〇一年八月二四日、読売新聞記事）。

日本の労働者協同組合は、市民が主体となって「働く機会を自発的に創出する」とこと「よい仕事を実現し、社会に役立つ」ことに道を拓く組織である。働きたいと願いながら仕事を不得ないでいる人々や、まともな仕事に就きたいと願いながら適わない人々が「雇ってもらい」のを待つのではなく、自発性や主体性を高め、自らが主体的に仕事を創り出していくことを支援することを目的としている。

今の時代に求められていることは、「労働の復権」と「市場の社会的コントロール」、そして「公共を

市民の協同で担う」ことで、人間的な社会の再創造への道を鮮明にすることであろう。市民・働く者を協同のルールで結び、働く意志ある者、協同して仕事をおこす意志のある者なら誰にでもその道を開くことを可能にする仕組みが協同労働であり、その法律が「協同労働の協同組合法」である。

協同労働が法制化されようとしている時代、労働連は現在の到達段階を「協同労働の本格的発展への移行期」と自己規定した。社会の歴史的転換期に、協同労働の協同組合とその運動・事業の全面的発展をめざして、新原則を実践的なものとして確立していくと同時に、共に働き、共に生きる社会を市民協同の力で創造していくための指針として社会に発信し、広げていくことが求められている。

第七節 高齢者協同組合運動の歴史

一 高齢者協同組合づくりの提唱 ―一九八七年

高齢者協同組合の構想は、事業団連合会の中西理事長が一九八七年に「じぎょうだん」新聞で提唱。

一九八九年には地元の三重県で全国初の高齢者生活協同組合設立の準備に入った。

「高齢者生活協同組合づくりの提唱」―高齢者が元気に生活できるまちづくりをめざして―が、労働連の中で提案されたのは、一九九〇年五月の第一一回総会だった。「これは高齢者事業団の発展方向の政策的基礎ともなるもの」として提案されていた。

呼びかけの趣旨には「医療や福祉のサービスを必要としながら、地域で孤立し、サービスも受けられずにいる高齢者やその家族が、協同・連帯して、サービスを確認し、その内容を充実させるための組織です。同時に、高齢者の要求を実現させるための運動体として、行政に対する活動も行う組織です。高齢者とその家族が自ら組合員となって出資し、あわせて地域福祉の向上を願う団体・個人が賛助的な組合員となって協同組合を構成しようというものです。高齢者自身が主体となる協同組合を提案するのは、もうけ主義企業の食いにされたり、誰か（役所や施設）の「お世話になる」というのではなく、高齢者市民の当然の権利と要求を、自分たち自身の力を基礎に実現することがたいへん重要だろうと考えるからです」と謳っている。

当面の事業内容としては、①自治体などと協力し高齢者向きの仕事の確保、②高齢者のための住宅の建築または修繕、③特別養護老人ホームやデイ・ケアセンターの建設と運営、④労働者協同組合などとの提携によるホームヘルプや老人給食サービスの確保、⑤医療生協などとの提携による保健・医療サービスの確保、⑥高齢者の食料品や生活用品の共同購入⑦文化・スポーツ、レクリエーション、家庭菜園などの自主的活動、⑧高齢者問題の学習と運動、地域・自治体への働きかけ、⑨機関紙の発行などが考えられていた。